## 9 交付金に関すること

- 1 宿泊税徴収事務による経費増加(ホームページ変更、システム導入等)に対する補助金はあるのか。
- A 宿泊税の徴収、申告、納入等について事務的な負担をおかけすることとなるため、 登録特別徴収義務者に対しその報償として交付金を交付します。宿泊税の特別徴収 義務者としての登録申請をし、その登録を受けていること及び納入期限までに申告 納入が行われていることが要件となります。

令和6年3月申告分までは、期限内に納入された場合、納入額の3.0%を乗じた額に、納入期限までの申告1月につき1,000円を加算します。令和6年4月申告分からは、期限内に納入された額の2.5%を乗じた額となります。

- 2 システムを変更することになった場合、補助金は出るのか。
- A 宿泊事業者の事務負担を考慮して交付する特別徴収事務交付金は、使途を限定していないため、システム変更に要する費用に使用することが可能です。